

3.11 メモリアルネットワーク 職務権限規程

(目的)

第1条 この規程は、3.11 メモリアルネットワーク（以下、本会という）の業務についての権限および責任を明確化することにより、業務の効率的な運営を図ることを目的とする。

(全体会)

第2条 全体会の審議事項は、本会規約および別表に掲げるものとする。

(役員会)

第3条 役員会の審議事項は、本会規約および別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 本会の目的である将来にわたり伝承活動を続け、命を守り、社会の困難に立ち向かう活力ある人・地域づくりを実現し、本会の事業を推進するための審議を行う。
- (2) 個人会員、登録団体、顧問、アドバイザー、外部委員等は役員会の開始時に紹介の上、役員会に参加できるものとする。

(代表、副代表)

第4条 代表、副代表の職務権限は、本会規約および別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 代表は、本会を代表する責任者として、会務を総括する。
- (2) 代表は、役員会を招集し、議長を務める。
- (3) 副代表は、代表を補佐し、代表に事故があるときまたは欠けたときは職務を代行する。

(部会長、プロジェクトリーダー)

第5条 部会長、プロジェクトリーダーの職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 部会長は、本会の事業を実施するために設置された部会を統括する。
- (2) 部会長は、新規プロジェクト企画の提案を受けて、予算変更有無により、代表または役員会に相談の上、当該プロジェクト設置について決定する。
- (3) プロジェクトリーダーは、部会のもとで、本会の事業を具現化するために企画された各プロジェクトを遂行する。

(事務局、事務局長)

第6条 事務局長の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 事務局は規約にそって定められ、事務局員は代表が会員から若干名を委嘱する。
- (2) 事務局長は、代表を補佐し、役員会からの指示に従って、組織の運営および事業の実施に必要な措置をとる。

附則 本規程は、平成30年10月12日より施行する。

(別表)

3.11 メモリアルネットワーク 職務権限

決 裁 事 項	決 裁 権 者					
	全体会	役員会	代表 (副代表)	部会長	プロジェ クト リーダー	事務局 長
事業計画及び予算の案の作成に関すること		●				
事業報告及び決算の案の作成に関すること	●	○				
団体規約の改定	●					
規程（役員推薦投票規程等）の制定、改廃		●				
契約の締結						
1件1万円以上		◇	●			
1件1万円未満		◇	●			
支出						
1件1万円以上		◇	●			
1件1万円未満		◇	●		●	
新規部会の設置	●					
新規プロジェクト設置（予算変更必要）		●		●		
新規プロジェクト設置（予算変更不要）		◇	●	●		
外部に対する文書発簡						
重要なもの （代表が重要と考えるもの）		●				
比較的重要なもの （主催行事案内、名義後援承認等）		◇	●			
プロジェクト連絡 （参画依頼、プロジェクト報告等）		◇			●	
事務連絡 （会議案内、会員連絡、行事告知等）		◇				●

- ：承認
- ：案の承認
- ◇：随時情報共有